20036

〔別　紙〕

様式１

事　業　報　告　書

（自　令和７年３月10日　至　令和７年３月31日）

１　医療法人の概要

(1) 名　　称　　医療法人智優会

①　□ 財団　■ 社団（ ■ 出資持分なし　□ 出資持分あり ）

②　□ 社会医療法人　□ 特定医療法人　□ 出資額限度法人

■ その他

③　■ 基金制度採用　□ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地　　山口県熊毛郡平生町大字佐賀2289-1

(3) 設立認可年月日　　令和７年２月25日

(4) 設立登記年月日　　令和７年３月10日

(5) 役員及び評議員

	氏　　名	備　　考
理事長	滿岡　裕	
理　事	滿岡　智代子	
同	滿岡　輝	
監　事	伊達　直樹	

２　事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第４２条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード又は介護事業所番号	開　設　場　所	許可病床数
診療所	みつおかクリニック	3517310987	山口県熊毛郡平生町大字佐賀2289-1	

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第４２条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実　施　場　所	備　　考

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第４２条の３第１項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種　　類	実　施　場　所	備　　考

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和７年３月30日　　令和７年度の事業計画及び収支予算の決定

様式２

法人名　医療法人智優会
所在地　山口県熊毛郡平生町大字佐賀2289-1

※医療法人整理番号 2 0 0 3 6

財　産　目　録

（令和　7 年　3 月 31 日現在）

１．資　産　額	27,369 千円
２．負　債　額	7,374 千円
３．純　資　産　額	19,994 千円

（内　訳）　（単位：千円）

区　分		金　額
Ａ　流　動　資　産		20,500
Ｂ　固　定　資　産		6,869
Ｃ　資　産　合　計	（Ａ＋Ｂ）	27,369
Ｄ　負　債　合　計		7,374
Ｅ　純　資　産	（Ｃ－Ｄ）	19,994

（注）財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土　地　（□ 法人所有　■ 賃借　□ 部分的に法人所有（部分的に賃借））

建　物　（□ 法人所有　■ 賃借　□ 部分的に法人所有（部分的に賃借））

様式３－２

法人名　医療法人智優会
所在地　山口県熊毛郡平生町大字佐賀2289-1

※医療法人整理番号	2	0	0	3	6

貸　借　対　照　表

（令和　7 年　3 月 31 日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
Ⅰ 流動資産	20,500	Ⅰ 流動負債	8
Ⅱ 固定資産	6,869	Ⅱ 固定負債	7,365
1 有形固定資産	5,775	（うち医療機関債）	0
2 無形固定資産	462	負債合計	7,374
3 その他の資産	631	純資産の部	
（うち保有医療機関債）	0	科目	金額
		Ⅰ 基金	20,000
		Ⅱ 積立金	△ 5
		（うち代替基金）	0
		Ⅲ 評価・換算差額等	0
		純資産合計	19,994
資産合計	27,369	負債・純資産合計	27,369

（注）経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式４－２

法人名　医療法人智優会
所在地　山口県熊毛郡平生町大字佐賀2289-1

※医療法人整理番号	2	0	0	3	6

損　益　計　算　書

（自　令和　7 年　3 月 10 日　至　令和　7 年　3 月 31 日）

（単位：千円）

科目	金額
Ⅰ 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
本来業務事業利益	0
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	0
Ⅱ 事業外収益	0
Ⅲ 事業外費用	0
経常利益	0
Ⅳ 特別利益	0
Ⅴ 特別損失	0
税引前当期純利益	0
法人税等	5
当期純損失	5

（注）１．利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
２．表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式６

監　事　監　査　報　告　書

医療法人智優会
理事長　滿岡　裕　　殿

私は、医療法人智優会の令和６会計年度（令和７年３月10日から令和７年３月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

(1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
(2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
(3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
(4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和７年５月15日
医療法人智優会
監事　伊達　直樹